

福岡県内で障がい児通所支援事業等を実施する場合、知事等指定権者への事業所指定の申請が必要です。

1 指定申請等に係るスケジュールについて

事前協議	設備・人員確認	申請書提出	現地確認	指定希望日
申請月の前月末までに完了	申請書提出日の前日まで（未確認分）	指定月前々月 16 日まで	指定月前月の 20 日～26 日の間	毎月 1 日
(例) ~R6. 10. 31	~R6. 11. 15	~R6. 11. 16	R6. 12. 20～26	R7. 1. 1

(1) 事前協議

- 福岡県内（北九州市、福岡市及び久留米市を除く。）に事業所の開設を予定している事業者は、**申請月の前月末までに必ず審査担当者と事前協議を終えてください。**
- 事前協議の前に、事業所開設予定の市町村へ事業所開設について連絡し、利用者の見込や意見書の発出（児発・放デイ）についてご確認ください。
- 事前協議は以下の日程で行います。予約制となっていますので、**事前協議・相談申込書にて障がい福祉サービス指導室指定係までメールにてお申込みください。**

< R 8 年度協議日程（後半部分） >

事前協議の日程（候補日）		事前協議の日程（候補日）	
10 月	7 日、14 日、21 日、28 日	1 月	6 日、13 日、20 日、27 日
11 月	4 日、11 日、18 日、25 日	2 月	3 日、10 日、17 日、24 日
12 月	2 日、9 日、16 日、23 日	3 月	3 日、10 日、17 日、24 日、31 日

- 事前協議の際は、以下の書類を持参してください。以下の書類以外で準備済みの書類がありましたら、併せて持参してください。
 - ・事業所の平面図
 - ・児童発達管理責任者の実務経験証明書、研修修了証（写）及び資格証（写）
- 事前協議には、法人代表者又は管理者に出席いただきます（最低 1 回）。

(2) 設備・人員配置の確認

- 申請書提出前に設備及び人員配置の確認を行います。
※事前協議の中で確認ができている場合は、不要です。
- 確認に必要な書類は、以下のとおりです。
 - ・平面図
 - ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧
 - ・管理者及び児童発達支援管理責任者に係る書類
 - ・従業者に係る書類（実務経験証明書、資格証の写し 等）
 - ・運営規程（営業時間及びサービス提供時間がわかる書類）

- 従業者の確保（雇用）が間に合わない場合の勤務形態一覧の記載については、雇用予定の職名を記載し、氏名欄は、「職員 A」等と記載してください。ただし、**指定希望月の前月 15 日（休日の場合は翌日）までには、必要人員を確保（雇用）してください。確保できない場合は、希望月での指定はできません。**

（３）申請書類の提出

- 申請は、**指定希望月の前々月の 16 日（休日の場合は翌日）までに**指定申請に必要な全ての書類を提出してください。提出できない場合は、書類の受付（受領）ができないため、希望日での指定はできませんので、必ず不足の無いようにしてください。

（４）申請内容の審査

- 審査中の申請内容の変更（設備・人員配置に係る変更）は、原則、認められません。
- 申請書類に修正等がある場合は補正を求めます。**補正の期限は指定希望月の前月の 15 日（休日の場合は翌日）**となっていますので速やかな対応をお願いします。
- 補正期限を過ぎても不備等が解消されない場合は、指定希望月に指定できない場合があります。
- 申請書類の審査に加え、開設予定事業所の確認（現地確認）を行います。担当者から日程調整の連絡をしますので、日付、時間等を調整してください。

（５）その他

- 指定後は、現地確認時または指定通知書送付時に同封する「指定後の手続きについて」を確認し、必要な手続きを行ってください。

2 事前協議にあたり確認しておく事項及び協議先について

指定申請をするには以下の点を確認する必要がありますので、あらかじめ下記の所管部署にお問い合わせください。

（１）児童福祉法上の総量規制等について（事業予定地の市町村障がい福祉所管課）

- ①児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児入所施設
⇒事業実施に係る意見書を受領してください。

- ②その他の事業

⇒支給決定者数等についてお問い合わせください。

（２）都市計画法上の規制について（事業予定地の市町村都市計画所管課）

市街化調整区域等に該当するか、障がい児通所支援事業所・障がい児入所施設の設置が可能な区域等であるかをお問い合わせください。

（３）建築基準法上の規制及び福祉のまちづくり条例上の規制について

事業予定地を所管する県土整備事務所建築指導課（大牟田市、久留米市は各市建築指導所管課）にお問い合わせください。

(4) 消防法上の規制について

事業予定地を所管する消防署にお問い合わせください。

3 児童福祉施設の設置許可の申請等について

児童発達支援センターにおいて指定通所支援を行う場合、又は障がい児入所施設（福祉型・医療型）において指定入所支援を行う場合は、指定の申請に併せて、児童福祉施設の設置認可の申請が必要になります。

4 指定申請窓口について

(1) 指定障がい児通所支援事業、指定障がい児入所施設

福岡県内（北九州市、福岡市及び久留米市を除く）に所在する事業所 ※久留米市に所在する指定障がい児入所施設を含む	
福岡県福祉こども政策部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室 指定係	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 TEL 092-643-3312 FAX 092-643-3304

(参考)

北九州市に所在する事業所	
北九州市役所 障害者支援課	〒803-8501 北九州市小倉北区域内 1-1 TEL 093-582-2424
福岡市に所在する事業所	
福岡市役所子ども発達支援課 <変更届、休止・廃止届、加算等の届> 麻生教育サービス株式会社障がい児事業所係	〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1 TEL 092-711-4178 〒810-0012 博多郵便局留 TEL 092-432-6266 FAX 092-482-0453
久留米市に所在する事業所 ※指定障がい児入所施設を除く	
久留米市役所障害者福祉課	〒830-8520 久留米市城南町 15-3 TEL 0942-30-9035

(2) 指定障がい児相談支援事業

- ・事業所が所在する市町村の窓口